

衆議院 総務委員会 議録 第一号

本国会召集日(令和三年一月十八日)(月曜日)午  
前零時現在)における本委員は、次のとおりであ  
る。

- 委員長 石田 祝稔君
理事 橋 慶一郎君 寺田 稔君
理事 富樫 博之君 松本 文明君
理事 務台 俊介君 岡島 一正君
理事 岡本あき子君 國重 徹君
理事 安藤 高夫君 井林 辰憲君
理事 石田 真敏君 小倉 將信君
理事 金子万寿夫君 川崎 二郎君
理事 木村 弥生君 小林 史明君
理事 佐藤 明男君 齋藤 洋明君
理事 杉田 水脈君 鈴木 淳司君
理事 田畑 裕明君 谷川 とむ君
理事 古川 康君 穂坂 泰君
理事 宮路 拓馬君 山口 俊一君
理事 奥野総一郎君 神谷 裕君
理事 櫻井 周君 田嶋 要君
理事 高木錬太郎君 松尾 明弘君
理事 松田 功君 道下 大樹君
理事 山花 郁夫君 榊屋 敬悟君
理事 本村 伸子君 足立 康史君
理事 井上 一徳君

令和三年一月二十五日(月曜日)

午後五時十分開議

出席委員

- 委員長 石田 祝稔君
理事 橋 慶一郎君 寺田 稔君
理事 富樫 博之君 松本 文明君
理事 務台 俊介君 岡島 一正君
理事 岡本あき子君 國重 徹君
理事 井林 辰憲君 石田 真敏君
理事 小倉 將信君 金子万寿夫君

- 川崎 二郎君 木村 哲也君
木村 弥生君 高村 正大君
佐藤 明男君 齋藤 洋明君
杉田 水脈君 鈴木 淳司君
高木 啓君 谷川 とむ君
古川 康君 穂坂 泰君
細田 健一君 宮路 拓馬君
山口 俊一君 神谷 裕君
櫻井 周君 田嶋 要君
高木錬太郎君 松尾 明弘君
松田 功君 道下 大樹君
山花 郁夫君 榊屋 敬悟君
本村 伸子君 足立 康史君
井上 一徳君

- 総務大臣 武田 良太君
総務副大臣 熊田 裕通君
厚生労働副大臣 山本 博司君
内閣府大臣政務官 和田 義明君
総務大臣政務官 谷川 とむ君
総務大臣政務官 古川 康君
総務大臣政務官 宮路 拓馬君
政府参考人 梶尾 雅宏君
(内閣官房内閣審議官)
政府参考人 長谷川周夫君
(内閣府地方創生推進室次長)
政府参考人 大村 慎一君
(総務省大臣官房地域力創  
造審議官)
政府参考人 内藤 尚志君
(総務省自治財政局長)
政府参考人 稲岡 伸哉君
(総務省自治税務局長)
政府参考人 竹内 芳明君
(総務省総合通信基盤局長)
政府参考人 小野平八郎君
(財務省大臣官房審議官)

政府参考人 宮崎 敦文君
(厚生労働省大臣官房審議  
官)
政府参考人 飯田 健大君
(中小企業庁事業環境部長)
総務委員会専門員 阿部 哲也君

委員の異動

一月二十日 補欠選任 高村 正大君
一月二十五日 補欠選任 木村 哲也君
同日 補欠選任 高木 啓君
同日 補欠選任 高木 啓君
同日 補欠選任 高木 啓君

一月十八日 補欠選任 高木 啓君
同日 補欠選任 高木 啓君
同日 補欠選任 高木 啓君

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等  
の一部を改正する法律案(後藤祐一君外十四名  
提出、第百九十五回国会衆法第五号)  
新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金  
に係る差押禁止等に関する法律案(吉川元君外  
五名提出、第百二一回国会衆法第二二二号)  
電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改  
正する法律案(山花郁夫君外七名提出、第百二  
一回国会衆法第二七号)  
地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提  
出、第百二一回国会衆法第五三三号)  
日本放送協会平成二十八年年度財産目録、貸借対

照表、損益計算書、資本等変動計算書及び  
キャッシュ・フロー計算書  
日本放送協会平成二十九年年度財産目録、貸借対  
照表、損益計算書、資本等変動計算書及び  
キャッシュ・フロー計算書  
日本放送協会平成三十年年度財産目録、貸借対照  
表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッ  
シュ・フロー計算書  
日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照  
表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッ  
シュ・フロー計算書

同日 補欠選任 高木 啓君  
同日 補欠選任 高木 啓君  
同日 補欠選任 高木 啓君

同日 補欠選任 高木 啓君  
同日 補欠選任 高木 啓君  
同日 補欠選任 高木 啓君

一月二十五日 補欠選任 高木 啓君  
同日 補欠選任 高木 啓君  
同日 補欠選任 高木 啓君

新たな過疎対策法の制定等に関する意見書(北海道鷹栖町議会)(第一一号)  
 新たな過疎対策法における過疎地域の振興に関する意見書(北海道鹿追町議会)(第一二号)  
 新たな過疎対策法における地域指定の継続に関する意見書(北海道更別村議会)(第一三三号)  
 新たな過疎対策法における地域指定の継続に関する意見書(北海道鶴居村議会)(第一四四号)  
 新たな過疎対策法の制定等に関する意見書(富山県朝日町議会)(第一五五号)  
 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(石川県白山市議会)(第一六六号)  
 新たな過疎対策法の制定を求める意見書(和歌山県議会)(第一七七号)  
 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(高知県香美市議会)(第一八八号)  
 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(福岡県大牟田市議会)(第一九九号)  
 新たな過疎対策法の制定を求める意見書(大分県議会)(第二〇〇号)  
 過疎対策による支援の継続を求める意見書(北海道留寿都村議会)(第二一一号)  
 過疎対策の継続支援を求める意見書(北海道長沼町議会)(第二二二号)  
 過疎対策による支援継続を求める意見書(北海道猿払村議会)(第二三三号)  
 過疎対策の推進を求める意見書(岩手県議会)(第二四四号)  
 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書(熊本県議会)(第二五五号)

意見書(島根県議会)(第二九号)  
 減収補填債制度の対象拡充を求める意見書(埼玉県議会)(第三〇号)  
 公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業に対する国の支援制度の強化を求める意見書(岐阜市議会)(第三二二号)  
 条件不利地域に対する更なる支援を求める意見書(広島県三次市議会)(第三三三号)  
 「新過疎法」の制定を求める意見書(愛知県豊田市議会)(第三三三号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(山梨県小菅村議会)(第三四四号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(長野県小海町議会)(第三五五号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(長野県長和町議会)(第三六六号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(長野県中川村議会)(第三七七号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保等を求める意見書(長野県宮田村議会)(第三八八号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(長野県下條村議会)(第三九九号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(愛知県蟹江町議会)(第四一〇号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(鳥取県琴浦町議会)(第四二二号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(熊本県大津町議会)(第五九号)

意見書(高知県奈半利町議会)(第四三三号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(高知県土佐町議会)(第四四四号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(高知県四万十町議会)(第四五五号)  
 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(鹿児島県屋久島町議会)(第四六六号)  
 森林環境譲与税のあん分率の基準を見直すよう求める意見書(群馬県桐生市議会)(第四七七号)  
 たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書(熊本県合志市議会)(第四八八号)  
 地上デジタル放送難視聴対策と情報通信環境の改善を求める意見書(岩手県議会)(第四九九号)  
 地方議会からの意見書の扱いに係る制度の確立を求める意見書(岐阜市議会)(第五〇〇号)  
 地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書(宮崎県国富町議会)(第五一一号)  
 地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書(宮崎県五ヶ瀬町議会)(第五二二号)  
 地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる全国的な制度構築を求める意見書(神奈川県大磯町議会)(第五三三号)  
 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書(愛媛県議会)(第五四四号)  
 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書(長崎県佐世保市議会)(第五五五号)  
 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書(熊本県宇城市議会)(第五八八号)  
 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書(熊本県大津町議会)(第五九号)

は本委員会に参考送付された。  
 本日の会議に付した案件  
 国政調査承認要求に関する件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○石田委員長 これより会議を開きます。  
 国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。  
 国政に関する調査を行うため、本会期中行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する事項

地方自治及び地方税財政に関する事項  
 情報通信及び電波に関する事項  
 郵政事業に関する事項  
 消防に関する事項  
 以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
 ○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 次に、内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。武田総務大臣。

地方交付税法等の一部を改正する法律案  
 (本号末尾に掲載)

○武田国務大臣 地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。  
 今回の補正予算により令和二年度分の地方交付

税が減少することとなりますが、地方財政の状況等に鑑み、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、減少額と同額を一般会計から交付税特別会計に繰り入れて令和二年度分の地方交付税の総額に加算することとしております。

この加算額のうち地方負担分に相当する額について、将来の地方財政への影響をできる限り緩和する観点から、過去の補正等に伴う精算が一部終了する令和九年度から令和二十六年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしております。

また、令和三年度分の地方交付税の総額を確保するため、令和二年度に行うこととしていた交付税特別会計借入金金の償還について、国の加算により償還財源が確保されている額を控除した額の償還を繰り延べるとともに、同額を令和三年度分の地方交付税の総額に加算することとしております。

次に、令和二年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、大幅な減収が生じる見込みの地方税等について、減収補填債の対象に追加することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○石田委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官梶尾雅宏君、内閣府地方創生推進室次長長谷川周夫君、総務省大臣官房地域力創造審議官大村慎一君、自治財政局長内藤尚志君、自治財政局長稲岡伸哉君、総合通信基盤局長竹内芳明君、財務省大臣官房審議官小野平八郎君、厚生労働省大臣官房審議官宮崎敦文君及び中小企業庁事業環境部長飯田健太君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

か。

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。橘慶一郎君。

○橘委員 質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は限られた時間でありまして、万葉集は質問の中に溶け込ませていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方に御冥福をお祈り申し上げますとともに、このことで本当に御苦労されている方々、日夜頑張っていた方々に感謝を申し上げます。

交付税法案の質疑をさせていただきます。

地方自治体、大変、通常業務に加え、今申し上げました新型コロナウイルス感染症への対応など、この令和二年度は業務が繁忙を極めております。二年度分の国税の落ち込みによる交付税交付金の減少額、これは本当に、地方財政、非常に心配されたわけでありまして、これを一般会計からの加算二兆六千三百三十九億円で補うということは、こういった状況に置かれている地方自治体にとっては大変必要な措置である、このように思っています。この補正予算に伴う交付税法案の改正であります。

これによりまして、地方の交付税総額が確保されることを確認いたしますとともに、後年度、どういう地方財政への影響があるのかを確認させていただきます。

○内藤政府参考人 御答弁申し上げます。

令和二年度の第三次補正予算におきまして国税が減額補正されたことに伴いまして、地方交付税総額が二兆六千三百三十九億円減少することとなります。

この減少分につきましては、令和二年度分の地方交付税の大部分を既に地方団体に交付していることから、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の一般会計からの加算により全額補填することとし、総額を確保しております。

その上で、国の一般会計からの加算のうち、地方負担分一兆七千六百八十八億円については、後年度に地方交付税総額から減額精算することとしております。

具体的には、将来の地方交付税総額への影響をできる限り緩和する観点から、平成二十年度の国税の減額補正及び平成二十八年度の国税の決算減に伴います減額精算が令和八年度に終了することを踏まえまして、令和九年度から十八年間に分割して精算することとしております。

○橘委員 ルールで、一度一般会計から入れていただいたものは、また後から減額ということはあるわけですが、ただ、最小限に影響をとどめるということで、後年度の方でできるだけ分割してということでも理解させていただきます。

また、今年、厳しい税の現状に鑑みまして、二年度の交付税特別会計から一般会計への償還額、毎年償還を行ってきたところを二千五百億円で、これは五千億円というところを二千五百億円で、半分に減額をして、その分につきましては令和三年度の交付税の方に回すという措置を取られたというふうな何とております。

ただ、これまで一般会計とこの地方交付税特別会計とはいろいろなやり取りがあつて、元々大きな借入額があつたわけですが、これをここ十年くらいかけて逐次償還に努めているわけでありまして、ある意味で、地方からしっかりとルールに基づいて一般会計の方に償還もしてきているという実情もあるわけでありまして。

そこで、これまでどれくらい償還が進んできているのか、また二年度末の残高についてお問い合わせいたします。

○内藤政府参考人 御答弁申し上げます。

交付税特別会計借入金でございますけれども、

平成十九年度より新規の借入れを廃止いたしました。平成二十二年に新たな償還計画を策定して以降、計画的に償還を進めてきたところでございまして、平成二十三年から令和元年度までに総額約二・四兆円を償還しているところでございまして。

令和二年度におきましては五千億円の償還を予定していたところでございまして、その後発生した新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和三年度の地方交付税法定率分の大幅な減収が見込まれる中で、償還の一部、二千五百億円を後年度に繰り延べ、令和三年度の地方交付税総額の確保に資するよう、その総額に加算することとしたところでございます。

令和二年度は国の加算により償還財源を確保しております二千五百億円を償還する予定でございまして、令和二年度末の残高は約三十一・〇兆円となる見込みでございます。

○橘委員 返せるときはまた返している、そういうこともやっているということでありまして、そういう中で、今回は、非常に厳しい地方の状況というところで一般会計から繰り入れていただく。しかし、また、そういった形で着実に地方も頑張っているということも認識していただければうれしいなと思っております。

また、今回の交付税法の改正の中では、地方税で景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収があるということで、二年度限り、今年度限りの措置ということで、減収補填債、通常は法人関係の税にしか充てられないものを、地方消費税や軽油引取税など、流通あるいは消費に係る税についても減収分については補填債が利く、こういう措置を取っていただいたわけでありまして。

これも大変ありがたいことではあります。現下の感染状況、この先のことを考えますと、三年度も非常に注視が必要ではないかと思っております。三年度についてのお考えについて、ここで確認をさせていただきます。

○内藤政府参考人 御答弁申し上げます。

三

令和二年度の地方交付税でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減収が判明する前の地方財政計画に基づき算定されたため、実際の税収との乖離が大幅に生じたことから、臨時異例の措置として減収補填債の対象税目を拡大することといたしまして、現在御審議いただいている地方交付税法等の一部を改正する法律案に盛り込ませていただいております。

令和三年度につきましては、地方税収を実質三・六兆円の大増減として地方財政計画を組んでいるところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症の状況がどうなるか、不確定の要素もございますので、御指摘のとおり、今後も地方税収の動向をよく注視していかなくてはならないと考えております。

いずれにしても、地方団体の財政状況を十分把握いたしましたし、大臣の御指示の下、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

○橘委員 三年度の地方財政計画において税収見積りはかなり慎重に、厳しく見積もられたということでもあります。ただ、その中で、今局長からの御答弁がありましたように、まだまだ予断を許さない部分もありますので、どうかまた、大臣始め皆様の方でよく地方を注視いただいて、また適切な措置を取っていただければ大変うれしいなと思っております。

四問目は要望に代えさせていただきます。  
第三次補正予算案では、地方創生臨時交付金というところで更に一・五兆円の増額ということも図られたわけで、かなり新型コロナウイルス対策あるいはその後のいろいろな対策のための経費というものは措置されているように思っております。

ただ、ここへ来てこの緊急事態宣言の中で、営業時間短縮の協力金など新たな追加の財政需要も出てくることであります。どうか、こういった地方の実情、あるいは国、地方を通じていろいろな対策のために必要な経費というものもよく勘

案いただいて、もし臨時交付金の方で不足があるとなれば、それはそれでまた補っていただくということが通常の地方財政の姿に影響を与えないということになるかと思っております。どうかまた、自治財政局あるいは総務省の方でしっかりと引き続き実情を見詰めていただければと思います。

今年、大変な豪雪になりました、私どもの地域でも二年ぶりぐらいに大変大きな積雪そしてまた降雪があつて、自動車立ち往生したり、あるいは屋根の雪下ろしをしなきゃいけない、あるいはそこで残念ながらけがをされる方とか、施設の破損、特に除雪費の増嵩というものが大変見られるわけがあります。

雪は、私の好きな万葉集の一番最後の歌では、大伴家持は、雪が降るほどいいことがあるんだ、もともともいいことがあるようにという歌を詠んでおります。

新しき年の初めの初春の今日降る雪のいやし  
け吉事  
と詠んではいただいているんですが、必ずしもいいことばかりでは当然ないわけでありまして、大変除雪費のことは困っているわけでありまして、

そしてまた、私どもの富山県におきましては、実は週末には鳥インフルエンザも発生をしたということ、新たな行政需要もいろいろ出てきております。

まずは、雪で苦労している自治体、日本海側、それは思いは共通だと思っております。そこへの支援をお願いしたいと思っております。金曜日には、私どもの知事との電話での要望また対応も大臣にはいただいたところでありまして、この雪対策ということでの自治体への支援を是非お願いを申し上げ、御答弁をお願いいたします。

○武田国務大臣 御指摘の豪雪によりお亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げますとともに、事故に遭われて負傷された方もおられるとお聞きしております。お見舞いを申し上げます。

思います。  
こうした大変厳しい状況を踏まえまして、我々としては、地方団体における当面の資金繰りの円滑化を図るために、災害救助法の対象となった団体など平年を大きく上回る大雪に見舞われた団体に、繰上げ交付を希望した二百十八の市町村を対象に、三月に交付すべき特別交付税の一部、三百六十九億円を繰り上げて交付することを一月二十二日に決定し、本日、現金を交付させていただき

また、地方団体の除排雪経費につきましては、普通交付税の算定において標準的な所要額を措置し、実際の所要額がその措置額を超える場合には、特別交付税により更に対応することとしております。

○橘委員 大臣、御答弁ありがとうございます。措置もありがとうございます。どうか今後とも注視していただきますようお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○石田委員長 次に、神谷裕君。

○神谷裕委員 立憲民主党の神谷裕でございます。本日は、貴重な質問の時間を頂戴しましたことを心から感謝を申し上げます。このように思います。

また、私からも、コロナで現在療養中の方、そして、お亡くなりになられた方、そういった皆様に対して、哀悼の誠、そして、一日も早い御快癒をお祈りを申し上げます。このように思います。

また、今年最初の委員会となりました。石田委員長を始め委員の皆様には、御指導よろしくお願ひ申し上げます。そしてまた、武田総務大臣を始めとして、今年いろいろまたよろしくお願ひ申し上げます。このように思います。

早速でございますので、貴重な時間でございますので、質問に入らせていただきたいと思います。このように思います。

まず、交付税、この法案についてでございます。交付税は本当に重要な、貴重な財源でございます。そういった意味において、今回の加算措置、率直に評価をさせていただきたい、このように思います。

しかしながら、一方で、当然、加算をするということでございますから、今回の税収見直し、これは大丈夫だったのかなということは一応確認をしなければいけない、このように思います。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。まず、今回の補正予算の前提となります令和二年度当初予算の税収の見直しでございます。これにつきましては、令和二年度予算の編成時点、すなわち令和元年の十二月の時点、その時点で判明しております。課税実績ないし政府経済見直しなど、その時点で入手可能な情報を活用して見積りを行ったところでございます。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済、企業業績は大幅に下振れているということでございます。当初予算六十三・五兆円から八・四兆円の減額補正を行い、補正後予算額五十五・一兆円と見込んだところでございます。

今後とも適切な見積りに努めてまいりたいと考えております。  
○神谷(裕)委員 是非とも適切な見積りについてお願ひをしたいと思います。  
というのも、落ちていくと、当然、後年度負担のところ、地方に迷惑をかける話になりますので、そういったことから、是非適切な見直し